

# 管 理 ・ 運 営 規 程

住宅型有料老人ホームたまゆら

## 第1条（目的）

社会福祉法人アムノスの会が設置する「住宅型有料老人ホームたまゆら」は、入居者に対して自立を支援し、意欲の増進が図られ、以て入居者が安心して健全な生活を送ることができることを目的とする。

## 第2条（運営規定）

- ① 入居者を個人として尊重し、自尊心を傷つけず、尊厳のある生活の支援。
- ② 入居者が主体的な決定を感じることができ、安全に保たれるよう支援。
- ③ 入居者が安らぎと自信を感じることができ、安全に保たれるよう支援。
- ④ 入居者の介護と家庭支援を区別し、分け隔てなく継続した援助。
- ⑤ 入居者の健康に心がけ、適切な医療が受けられるように支援。
- ⑥ 入居者が地域社会の一員として開かれた生活ができるように支援。
- ⑦ 入居者への暴力や虐待及び身体的拘束はしない。
- ⑧ 入居者の方々へはいかなる理由に置いても差別はしない。
- ⑨ 入居者の苦情は前向きにとらえ、その改善に努める。
- ⑩ 入居者に安全と安心をいただくため、社会的責任として努める。

## 第3条（名称）

- ① 名称 住宅型有料老人ホームたまゆら
- ② 所在地 長野県飯田市北方3369番地32

## 第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

住宅型有料老人ホームたまゆら に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（兼務）
  - ・施設運営の一元的管理を行う。
- ② 管理人 1名（兼務）
  - ・施設内での入居者及び職員にかかる管理を行う。
- ③ 保安員 2名（兼務）
  - ・入居者の保安及び安否確認を行う。
- ④ 宿直員 2名
  - ・夜間帯の宿直及び安否確認を行う。
- ⑤ 調理員 2名
  - ・食事の調理と提供を行う。
- ⑥ 事務員 1名（兼務）
  - ・入居者の生活や施設運営に関する必要な事務を行う。
- ⑦ 栄養士 1名（兼務）
  - ・入居者に提供する食事内容に関する管理を行う。

## 第5条（定員）

住宅型有料老人ホームたまゆら の定員は14名とする。

## 第6条（施設内で提供するサービス）

集団生活の中においても、入居者を個人として尊重し、自尊心を傷つけず尊厳のある生活を支援しつつ、健康面の配慮や入居者のニーズにあった公平なサービス提供を心掛け、日常生活における支援を行う。サービスの内容は次のとおりとする。

### ① 食事の提供

- ・ 朝・昼・夕ともに給食担当による手作りの食事をご用意し、食堂に配膳・下膳を行います。季節にあった食材を使ったり、入居者それぞれの状態に配慮した食事の提供ができるよう可能な範囲で対応します。

### ② 洗濯、掃除等の家事の供与

- ・ 洗濯や各居室の掃除についてはご入居者ご自身で行っていただきます。ご自身では難しい場合にはご家族や必要に応じて介護保険サービスを利用した対応をお願いします。
- ・ 洗濯機で洗えない物については、クリーニング（自己負担）の手配などの対応を行い、施設共用部分については、職員が清掃を行います。

### ③ 健康管理の供与

- ・ 施設には看護師等の医療に携わる者の常駐はありませんので、医療的な対応はできませんが、声掛けなどによる体調確認などを行い、心配なことや体調不良等あればご家族に連絡を取り、対応の相談をします。定期受診や急変時・緊急時の受診については基本的にはご家族の対応をお願いします。難しい場合には、有償（系列法人の訪問介護事業所等）での対応もできます。
- ・ 薬の管理については入居者ご自身で行っていただきます。ご自身では難しい場合にはご家族や必要に応じて介護保険サービスを利用した対応、をお願いします。有償により施設でも薬の管理、内服薬の配薬を対応します。

### ④ 安否確認または状況把握サービス

- ・ 入居者の生活の様子を確認したり、定期的に施設内の見回りを行い、必要に応じてご家族や担当ケアマネジャーさんへの報告や相談を行います。夜間については、見守りセンサーによる見守りを行い、必要に応じて職員が対応をします。

### ⑤ 生活相談、生活支援サービス

- ・ 生活に関する心配事や困りごとなどの相談、ご家族や担当ケアマネジャーとの報告・相談などを行います。また、来客者や郵便物の対応も行います。

※ 来訪者については、施設側で面会等の可否の判断は行えません。個人情報保護の観点からも、事前にキーパーソンの方から来客者等のご連絡がない場合には対応いたしかねますのでご了承下さい。担当ケアマネジャーさんについては、面会等は実施していただきます。

※ 郵便物については、ご本人にお渡しします。ご本人やご家族が希望される場合には、請求書送付住所へ郵送（自己負担）します。

#### 第7条（利用料及びその他の費用）

利用料については、別表のとおりとする。利用にあたっては、あらかじめ利用者又は、その家族に提供するサービスの内容及び費用等について説明し、利用者の同意を得なければならないものとする。

#### 第8条（個人情報の保持）

職務上知り得た入居者の個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らしません。退職後に置いてもこれを誠実に遵守します。